

参考資料

平成29年第4回三豊市議会定例会 提出議案(条例等関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第98号関係 (組織機構改革に伴う関係条例の整備について)	1
・議案第99号関係 (三豊市市民センター条例等の一部改正について)	3
・議案第100号関係 (三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正について)	5
・議案第101号関係 (三豊市火葬場条例の一部改正について)	6
・議案第102号関係 (三豊市水道事業給水条例の一部改正について)	7
・議案第103号関係 (三観広域行政組合の共同処理する事務の変更及び三観広域行政組合規約の一部変更について)	9

【議案第98号関係】

組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市行政組織条例(平成18年三豊市条例第8号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(部の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 (1)・(2) 略 (3) 市民環境部 (削除) (4) 略 (5) 略 (分掌事務) 第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務部 略 政策部 略 市民環境部 (1)～(5) 略 (6) 環境及び公害に関すること。 (7) 一般廃棄物に関すること。 (8) 衛生に関すること。 (9) 下水道に関すること。 (10) 香川県広域水道企業団に関すること。 (11) 前各号に掲げるもののほか、住民生活及び環境に関すること。 (削除) 健康福祉部 略 建設経済部 略	(部の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 (1)・(2) 略 (3) 市民部 (4) 環境部 (5) 略 (6) 略 (分掌事務) 第2条 前条に掲げる部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 総務部 略 政策部 略 市民部 (1)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、住民生活に関すること。 環境部 (1) 環境及び公害に関すること。 (2) 一般廃棄物に関すること。 (3) 衛生に関すること。 (4) 下水道に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、環境に関すること。 健康福祉部 略 建設経済部 略

【第2条関係】 三豊市特定教育・保育施設等の利用に関する選考委員会設置条例(平成26年三豊市条例第29号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
(組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1)～(3) 略 (4) 保育幼稚園課長 (5)～(8) 略 (庶務)	(組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1)～(3) 略 (4) 子育て支援課長 (5)～(8) 略 (庶務)

第7条 選考委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

第7条 選考委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

【第3条関係】 三豊市保育所運営計画策定委員会設置条例(平成22年三豊市条例第5号) 一部改正

改正後（案）	現 行
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部保育幼稚園課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部子育て支援課</u> において処理する。

【議案第99号関係】

三豊市市民センター条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市市民センター条例(平成28年三豊市条例第7号) 一部改正

改正後 (案)	現 行																						
(休館日等) 第3条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 (1) 開館時間 <table> <tr> <th>名称</th><th>開館時間</th></tr> <tr> <td>市民センター三野</td><td>午前8時30分から午後5時15分まで</td></tr> <tr> <td>市民センター仁尾</td><td>午前8時30分から午後10時まで</td></tr> </table> (2) 休館日 <table> <tr> <th>名称</th><th>休館日</th></tr> <tr> <td>市民センター三野</td><td>ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ウ 12月29日から翌年1月3日まで</td></tr> <tr> <td>市民センター仁尾</td><td>12月29日から翌年1月3日まで</td></tr> </table> 別表第1(第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>市民センター三野</td><td>三豊市三野町下高瀬1978番地1</td></tr> <tr> <td>市民センター仁尾</td><td>三豊市仁尾町仁尾辛34番地2</td></tr> </table>	名称	開館時間	市民センター三野	午前8時30分から午後5時15分まで	市民センター仁尾	午前8時30分から午後10時まで	名称	休館日	市民センター三野	ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ウ 12月29日から翌年1月3日まで	市民センター仁尾	12月29日から翌年1月3日まで	名称	位置	市民センター三野	三豊市三野町下高瀬1978番地1	市民センター仁尾	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2	(休館日等) 第3条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。 (1) 開館時間 <u>午前8時30分から午後10時まで</u> (2) 休館日 <u>12月29日から翌年1月3日まで</u> 別表第1(第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>市民センター仁尾</td><td>三豊市仁尾町仁尾辛34番地2</td></tr> </table>	名称	位置	市民センター仁尾	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2
名称	開館時間																						
市民センター三野	午前8時30分から午後5時15分まで																						
市民センター仁尾	午前8時30分から午後10時まで																						
名称	休館日																						
市民センター三野	ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ウ 12月29日から翌年1月3日まで																						
市民センター仁尾	12月29日から翌年1月3日まで																						
名称	位置																						
市民センター三野	三豊市三野町下高瀬1978番地1																						
市民センター仁尾	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2																						
名称	位置																						
市民センター仁尾	三豊市仁尾町仁尾辛34番地2																						

【第2条関係】 三豊市支所設置条例(平成18年三豊市条例第9号) 一部改正

改正後（案）			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
略			略		
三野支所	<u>三豊市三野町下高瀬1978番地1</u>	三野町の区域	三野支所	<u>三豊市三野町下高瀬568番地2</u>	三野町の区域
略			略		

【第3条関係】 三豊市公告式条例(平成18年三豊市条例第3号) 一部改正

改正後（案）			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
	揭示場	位置		揭示場	位置
		略			略
3	三豊市三野支所揭示場	三豊市三野町下高瀬1978番地1	3	三豊市三野支所揭示場	三豊市三野町下高瀬568番地2
		略			略

【第4条関係】 三豊市公民館条例(平成18年三豊市条例第212号) 一部改正

改正後 (案)	現 行																
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																
(1) 公民館	(1) 公民館																
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> <tr> <td>三豊市三野町公民館</td><td><u>三豊市三野町下高瀬1978番地1</u></td></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置		略	三豊市三野町公民館	<u>三豊市三野町下高瀬1978番地1</u>		略	<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> <tr> <td>三豊市三野町公民館</td><td><u>三豊市三野町下高瀬568番地2</u></td></tr> <tr> <td></td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置		略	三豊市三野町公民館	<u>三豊市三野町下高瀬568番地2</u>		略
名称	位置																
	略																
三豊市三野町公民館	<u>三豊市三野町下高瀬1978番地1</u>																
	略																
名称	位置																
	略																
三豊市三野町公民館	<u>三豊市三野町下高瀬568番地2</u>																
	略																

【議案第100号関係】

三豊市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成18年三豊市条例第140号) 一部
改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)			現 行		
別表第1(第23条関係)			別表第1(第23条関係)		
(単位：円)			(単位：円)		
種別	取扱区分	手数料	種別	取扱区分	手数料
略			略		
事業系一般 廃棄物	指定場所持込みを原則とし、指定処理 施設 <u>での</u> 処理手数料として10 キログラム(10キログラム未満の端数 は10キログラムとする。)につき	<u>248</u>	事業系一般 廃棄物	指定場所持込みを原則とし、指定処理 施設 <u>への運搬及び</u> 処理手数料として10 キログラム(10キログラム未満の端数 は10キログラムとする。)につき	<u>240</u>
備考			備考		
1 略			1 略		
2 事業系一般廃棄物の処理手数料の額は、この表により算出した額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。			2 事業系一般廃棄物の処理手数料の額は、この表により算出した額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。		

【議案第101号関係】

三豊市火葬場条例(平成18年三豊市条例第148号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)		現 行	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
三豊市高瀬火葬場 (削除) (削除)	三豊市高瀬町上勝間2518番地2	三豊市高瀬火葬場	三豊市高瀬町上勝間2518番地2
		三豊市豊中斎場	三豊市豊中町下高野725番地1
		三豊市七宝斎苑	三豊市三野町吉津丙155番地4
三豊市南部火葬場や すらぎ苑	三豊市山本町神田乙601番地1	三豊市南部火葬場や すらぎ苑	三豊市山本町神田乙601番地1

【議案第102号関係】

三豊市水道事業給水条例(平成18年三豊市条例第244号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後（案）				現 行			
(料金)				(料金)			
第33条 料金は、1月につき、別表の区分によるそれぞれの基本料金及び従量(超過)料金の合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額とする。この場合において、料金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。				第33条 料金は、1月につき、別表の区分によるそれぞれの基本料金及び従量(超過)料金の合計額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額とする。この場合において、料金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。 <u>ただし、管理者は、特別な理由により必要と認めたときには、あらかじめ契約することにより料金の額を決定することができる。</u>			
<u>別表(第33条関係)</u>				<u>別表(第33条関係)</u>			
				<u>高瀬町・山本町・三野町・詫間町・仁尾町・財田町に属する区域</u>			
<u>【一般用】</u>				<u>【一般用】</u>			
<u>口径／料金</u>	<u>基本料金(1箇月につき)</u>		<u>従量(超過)料金</u>	<u>口径／料金</u>	<u>基本料金(1箇月につき)</u>		<u>従量(超過)料金</u>
	<u>水量</u>	<u>料金</u>			<u>水量</u>	<u>料金</u>	
<u>13mm</u>	<u>5m³まで</u>	<u>円 1,050</u>	<u>1m³につき 210円</u>	<u>13mm</u>	<u>5m³まで</u>	<u>円 1,100</u>	<u>1m³につき 220円</u>
	<u>10m³まで</u>	<u>1,750</u>				<u>1,800</u>	
<u>20mm</u>	<u>5m³まで</u>	<u>1,250</u>		<u>13mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>1,800</u>	
	<u>10m³まで</u>	<u>1,950</u>					
<u>25mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>2,100</u>		<u>20mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>2,000</u>	
	<u>30mm</u>	<u>2,200</u>			<u>25mm</u>	<u>10m³まで</u>	
<u>40mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>2,400</u>		<u>30mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>2,200</u>	
<u>50mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>2,800</u>			<u>40mm</u>	<u>10m³まで</u>	
<u>75mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>3,300</u>		<u>50mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>2,800</u>	
<u>100mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>18,000</u>			<u>75mm</u>	<u>10m³まで</u>	
				<u>100mm</u>	<u>10m³まで</u>	<u>18,000</u>	
<u>【その他】</u>				<u>【その他】</u>			
<u>用途／料金</u>	<u>基本料金(1箇月につき)</u>		<u>従量(超過)料金</u>	<u>口径／料金</u>	<u>基本料金(1箇月につき)</u>		<u>従量(超過)料金</u>
	<u>水量</u>	<u>料金</u>			<u>水量</u>	<u>料金</u>	
<u>自治会場・墓地用</u>	<u>5m³まで</u>	<u>円 600</u>	<u>1m³につき 220円</u>	<u>自治会場・墓地用</u>	<u>5m³まで</u>	<u>円 600</u>	<u>1m³につき 220円</u>
	<u>10m³まで</u>	<u>900</u>				<u>900</u>	
<u>船舶用</u>			<u>1m³につき 220円</u>	<u>船舶用</u>			<u>1m³につき 220円</u>
<u>工場用</u>			<u>1m³につき 90円</u>	<u>工場用</u>			<u>1m³につき 90円</u>
<u>臨時用</u>		<u>1,000</u>	<u>1m³につき 300円</u>	<u>臨時用</u>		<u>1,000</u>	<u>1m³につき 300円</u>
<u>備考</u>				<u>※ただし、その他の工場用については、詫間町のみ適用する。</u>			
1 「一般用」とは、自治会場・墓地用、船舶用、工場用、臨時用以外に使用するものをいう。							
2 「自治会場・墓地用」とは、地区集会場、墓地その他これらに準ずるものに使用するものをいう。							
3 「船舶用」とは、船舶給水に使用するものをいう。							
4 「工場用」とは、工場、事業所等に飲用とは別に専用管(メーターの口径が100ミリメートル以上であり、かつ、1箇月に1万立方メートル以上使用するものに限る。)を配して使用するもの又はこれに準ずるものをいう。							
5 「臨時用」とは、建設工事、興業その他短期間臨時的							

に使用するものをいう。

豊中町に属する区域

【一般用】

口径／料金	基本料金(1箇月に つき)		従量(超過)料金
	水量	料金(円)	
13mm	5m ³ まで	850	10m ³ を超え30m ³ まで1m ³ につき175円、30m ³ を超え50m ³ まで1m ³ につき185円、50m ³ を超えるとき1m ³ につき190円
13mm	10m ³ まで	1,250	
20mm	5m ³ まで	1,400	
20mm	10m ³ まで	1,700	
25mm	10m ³ まで	2,100	
30mm	10m ³ まで	2,200	
40mm	10m ³ まで	3,000	
50mm	10m ³ まで	5,100	
75mm	10m ³ まで	8,000	
100mm	10m ³ まで	18,000	

※ただし、家庭用については、5m³までの料金を適用する。

【畑地かんがい、自治会場その他用及びプール用】

口径／料金	基本料金(1箇月 につき)	従量(超過)料金
13mm	円	1m ³ につき 160円
	600	プール用
20mm	800	1m ³ につき 120円
25mm	900	
30mm	1,200	
40mm	2,000	
50mm	4,500	
75mm	6,800	
100mm	9,000	
臨時用	1,000	1m ³ につき 300円

※ただし、畑地かんがいについては、臨時用は適用しない。

【議案第103号関係】

三観広域行政組合規約(昭和46年香川県知事許可) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)		現 行	
(共同処理する事務)		(共同処理する事務)	
第3条 組合は、次に定める事務を共同処理する。		第3条 組合は、次に定める事務を共同処理する。	
(1)～(4) 略		(1)～(4) 略	
(削除)		<u>(5) 組合が譲渡した養護老人ホームの建替え又は改修に要する経費の補助に関する事務。</u>	
<u>(5)</u> 略		<u>(6)</u> 略	
<u>(6)</u> 略		<u>(7)</u> 略	
<u>(7)</u> 略		<u>(8)</u> 略	
<u>(8)</u> 略		<u>(9)</u> 略	
<u>(9)</u> 略		<u>(10)</u> 略	
<u>(10)</u> 略		<u>(11)</u> 略	
<u>(11)</u> 略		<u>(12)</u> 略	
<u>(12)</u> 略		<u>(13)</u> 略	
<u>(13)</u> 略		<u>(14)</u> 略	
<u>(14)</u> 略		<u>(15)</u> 略	
<u>(15)</u> 略		<u>(16)</u> 略	
別表(第12条関係)		別表(第12条関係)	
関係市が負担する負担割合		関係市が負担する負担割合	
区分	割合	区分	割合
略		略	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	処理件数割	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	処理件数割
(削除)		<u>組合が譲渡した養護老人ホームの建替え又は改修に要する経費の補助に関する事務</u>	<u>均等割</u>
在宅当番医制事業	均等割	在宅当番医制事業	均等割
略		略	
備考 略		備考 略	